

口河川整備計画原案に対する意見(案)080311版への修正文案(委員)

委員

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
1	表題	綾委員	「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する中間意見(案)	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
2	表題	岡田委員	「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」を修正(改善)するための意見というようにすべきではないか?	今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、よりよい計画に資するための、現時点での委員会の意見であるとすれば、左記のように表現した方がよい。
3	表題	本多委員	「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見Ver.1(案)	文面が否定的で有り建設的でない。
4	意見提示の趣旨	綾委員	淀川水系流域委員会(以下「委員会」と呼ぶ。)は平成19年8月28日に近畿地方整備局(以下「整備局」と呼ぶ。)から提示された「淀川水系河川整備計画原案」(以下「原案」と呼ぶ。)について意見を述べることを求められた。委員会は17回(第57回~第73回)の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
5	意見提示の趣旨	綾委員	本中間意見は17回の委員会で議論された主要項目についてのみ、現時点での意見をまとめたものである。 ・これまで整備局からなされた説明や委員・住民からの質問に対する回答は必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。 ・「原案」はこれまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
6	意見提示の趣旨	綾委員	このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑にかつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために現時点における委員会の意見を提示することとした。なお、現時点で整備局による説明、委員間での意見交換、討議が十分行なわれたとはいえない原案記載事業が数多く残されている。しかし、それらの多くについて委員間で大きな争点となるものや修正意見を述べるべき事業は少ないものと考えている。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
7	意見提示の趣旨	池野委員	別途 『前文』	意見書の集約段階であり、たたき台を提出する趣旨は不要 別途『前文』を作成することが必要
8	意見提示の趣旨	岡田委員	「原案の是非について争点とすべき重点的課題にのみ焦点を絞って述べる。」という趣旨の文言を趣旨説明のどこかに入れるべきであろう。	意見書で触れていない事項・案件がいろいろあり、何かにはむしろ積極的に評価できるものもあるとすれば、左記のような文言が必要と考える。
9	意見提示の趣旨	川崎委員	意見提示の趣旨の部分 中段「しかし、これまで・・・しばしばあった。」 →「これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、現時点での調査データや計画数値を基に適切な回答がなされた部分と、現時点の計画よりも、より改善効果のある計画の可能性を探れる部分があること判断できる。 この意見書は、治水・利水・環境、そして住民の立場から、より最適な整備計画をめざすために、各委員が、専門的な見地から具体的で実効性があり、効率的な案を提示することを目的として意見集約したものである。」	文意が主観的である。より客観的に修正すべき。 河川管理者のもつ調査データに基づく回答に対して、矛盾がない部分が数多く指摘できる。委員の意見とかみ合わない部分は、委員がより理想的な案を導出しようとする中で、それが現実的に検証できない部分にずれが生じている。その意味では、現時点で河川管理者が責任をもって実行できる計画案を客観的に誘導することをねらいとした意見書とすべきである。
10	意見提示の趣旨	河田委員	「このように委員会・・・とは言えないが、」の文章をつぎのように変える。「このように委員会の審議は十分尽くされたとは言えないが、専門家の意見を踏まえた河川事業者との協働作業によって、さらに望ましい河川整備計画策定に向けた努力をしなければならない。」	委員会は裁判所ではない。河川事業者の原案を審査するだけが役目ではなく、委員会の意見が反映されることが望ましいのは当然である。
11	意見提示の趣旨	佐野委員	「このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが・・・」のもう一つの理由として、河川管理者から提示されたスケジュール自体に問題があり（予算の数字が提示されたのが12月末であることなど）、委員会として十分な審議の時間を与えられなかったことを加えてはどうか。	委員会審議が未了なのは委員会自体の責任ではなく、そもそも河川管理者のスケジュール設定に無理があったことを明示するため。
12	意見提示の趣旨	佐野委員	上記のような前提があるので、「委員会の席上で論点にあげられた重点的課題についてのみ述べる」という表現を加えるべきではないか。	委員会審議が未了なのは委員会自体の責任ではなく、そもそも河川管理者のスケジュール設定に無理があったことを明示するため。
13	意見提示の趣旨	澤井委員	「なお、より詳細な意見については、追って意見書として別途提出する予定である。」を追加。	今回の「意見」は暫定版であるため。
14	意見提示の趣旨	寶委員	(意見提示の趣旨の第3段落) 『また、「原案」は、・・・議論がかみ合わないこともしばしばあった。』 削除。	「基礎案」に対する意見を踏まえて出てきたのが「原案」である。 一部委員は、過去の「基礎案」に引きずられすぎていて『議論がかみあわない』のではないか。委員会発足の平成19年8月から7ヶ月以上経過したが、委員会側がいまだにこのようなことを言っているようでは恥ずかしい。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
15	意見提示の趣旨	寶委員	(意見提示の趣旨の第4段落)『このように委員会の審議は・・・提示することとした』 上記1, 2 の削除と併せてこの段落も削除し、第1段落に続けて以下のように書き改める。 『当初12月に意見書を提出することを目途に議論を進めてきたが、予定よりも3ヶ月以上超過した。これまでの7ヶ月以上にわたる審議に基づき、ここに意見書を提出する次第である。』	12月提出を目標に24人全員が委員に就任した。意見書提出の遅れについては、委員会側にも反省の余地がある。 【第64回委員会(平成19年10月6日)時の事前会議で川上副委員長より、原案の各章節について、各委員の意見を集め始めたかどうか、との提案があった。私も賛同したが、宮本委員長はこの提案を却下した。その時の川上副委員長の提案を受けておれば、委員会の議論の展開やとりまとめの進捗は変わっていたであろう。12月20日の予備日も使う手もあったが、どういうわけかそれはなされなかった。】
16	意見提示の趣旨	田中委員	しばしばあった)再度、議論の組み立てをはかり相方合意にむけて努力が必要である。 (このように・・・	治水論での堤防かダムか「既往最大」が「いかなる洪水」か、かみ合わない部分が残っていると思われる
17	意見提示の趣旨	深町委員	(修正)現時点における委員会の意見を提示することとした。→委員会において特に論点となった事項について、意見を集約することとした。	十分な議論がなされておらず、全委員が合意した意見として提示することは困難な状況である。しかしながら、よりよい計画の策定に資するための論点の整理、意見の集約は行えると考え。より良い「原案」とするため、本委員会が積極的に問題提示、あるいは具体的な提案を行うことは重要である。
18	意見提示の趣旨	本多委員	必ずしも委員が十分であったとは言えない。	文面が否定的で有り建設的でない。
19	意見提示の趣旨	本多委員	具体的施策に新たに加わったものがあり従来の委員会の提言の趣旨が十分反映しているとはいえなくなり、整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。	文面が否定的で有り建設的でない。
20	意見提示の趣旨	水山委員	趣旨としては、「これまでの河川管理者からの河川整備計画原案についての説明に対して、流域委員会としての意見を述べる」と記述するだけでよい。	流域委員会の役割は、学識者としての意見を述べることであり、原案に対する意見を述べればよいのであって、原案の再提示を求める必要はない。
21	意見	綾委員	委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、修正されることを求めます。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
22	意見	池野委員	委員会は、以下の意見及び提言を答申する。	学識経験者からなる委員会の役割は原案に対する意見等を答申することである。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
23	意見	川崎委員	「委員会は、以下・・・再提示されるよう求める。」 →「現時点で河川管理者が責任をもって実行できる計画案を客観的に記載することをねらいとした意見集約である」	委員会の役割は、原案に対する専門的意見の提示であり、原案の再提示を求めるのは委員会の越権行為である。管理者の姿勢や考え方を是正する必要はない。原案に対して、実効性、客観性、を高めることをねらいとすべきである。
24	意見	河田委員	「委員会は、以下に述べる・・・求める。」という文章の代わりに、「委員会は以下のような意見を併記するので、これらの意見を政策決定に十分反映するように求める。」とする。	・審議の結果を無理の一つにまとめる必要はない。多数決は最良の方法ではない。そうすると、各論併記（もちろん明確な理由が必要）が自然である。河川事業者の原案は、現状での最大限の努力結果であるが、なおかつ検討の余地があり、流域の自治体や委員などの意見を反映して計画策定に向けて修正が必要となろう。 ・委員会の委員の役割は専門家としての意見を述べるものであって、再提示は不要である。
25	意見	佐藤委員	委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。 →削除	(理由) 委員会は原案に対して審議を尽くして意見書を取りまとめて提出することが与えられた使命。再提出を求めるのは権限を越えており、公平・公正な意見書の作成、提出を通して評価を得るべきである。
26	意見	澤井委員	「委員会は・・・求める。」は削除。	原案の再提示でなく、案に反映してもらえばよい。
27	意見	寶委員	『委員会は、・・・再提示されるよう求める。』削除。	再提示を求める必要はない。委員会の責務は、原案に対して学識経験者の意見を述べることである。委員会全体の意見が取りまとめられるとよいのだが、それができないなら、意見書は、24人の意見を反映したものでよい。24人の委員の意見集でもやむを得ない。委員会の経費や時間が無限にあるのではないことを肝に銘じるべきである。「基礎原案」、「基礎案」などの段階を踏んで7年かけての最終的な「原案」であることを考えねばならない。
28	意見	竹門委員	委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。 → このままでよい	これまでの審議で、整備計画の基本な考え方が計画の内容に反映されてないと判断しました。基本な考え方に示された理念と方針が反映された計画にするためには、部分的な修正では困難であり、大幅な修正が必要と考えられます。それも環境・治水・利水のそれぞれについて根本的な見直しが求められることから、委員会意見としては、個別の修正要請であるよりも、全面改訂をお願いすることが妥当であると判断します。したがって、現「意見」の趣旨に賛成します。
29	意見	水山委員	「原案」を見直されるように求める。・・・削除	再提示は求めない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
30	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	タイトルを修正。 「健全な河川生態系を子孫に残す治水・利水事業の推進」	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
31	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	・整備局は『これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。』という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。 しかし、ダム建設についてはもっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。例えば、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においてはもっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負荷の大小については考慮されていない。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
32	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	2 ポツ目削除。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
33	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	(4 ポツ目を3 ポツ目とし、) ・また、整備局は河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、『現状では河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。』、さらに、『河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。』と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
34	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	(3 ポツ目を4 ポツ目とし、) ・このように、「原案」に示された具体的な施策の一部には「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想の延長にある施策があり、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」との対応を十分に考慮した修正が必要である。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
35	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	5 ポツ目削除。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
36	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	綾委員	・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を修正することを求める。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
37	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	池野委員	1. 環境について 「1 段落目」 基本的な考え方を示している。」 まではそのまま。 以下削除する。 「2 段落目」 以下を削除し、下記に修正する。 ・ 原案に示された施策は河道や湖沼（琵琶湖）など水系全体に亘り、「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づき、従前の姿勢を変える第一歩を大きく踏み出したものと評価する。 ・ ダムが環境に与える影響をいかに軽減するかは大きな課題である。環境への影響の軽減方策は一般論で論じられるものでない。従って課題解決のためダム毎に、軽減する具体的な方策を検討し、事業中から事業後のダムについて、継続的に監視し、意見を言う新しい組織の設立を提言する。	保全と再生のための施策などは原案に示されている。評価すべきは評価する。
38	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	岡田委員	「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的な姿勢が見られない。」を、「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的な姿勢が見られない。またそれを具体的に実施するための行動計画などが示されていない。」	単なる姿勢だけではなく、それを実践するための行動計画やその目標や評価の仕方を示すべきであると考えから。
39	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	岡田委員	「治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で」の箇所を、「整備計画の期間に、治水・利水の考え方を根本的に転換する姿勢と、PDCAプロセスを活用した順応的・戦略的な手順を明示して」に修正する。	PDCAプロセスを活用することは、河川整備策定に当たった際の計画基本的考え方の中で明確に示されている。その具体的な戦略が示されていない。また現時点では必ずしも保証できなくても、整備計画期間の最初の5年の間には、治水・利水の考え方を根本的に転換する試行を行動計画として示すべきであると考えから。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
40	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	川崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 「治水・利水・・・」 → 「1. 環境への提案事項」 ・「しかし、ダム建設に・・・見られない」 →「ダム建設については、治水・利水については適切な検討がなされているが、環境面については、より向上する可能性をもつ視点があれば原案に盛り込むことを提案する。（箇条書きにて、環境専門委員の具体的提案があれば記載する）」 ・その他、ここに記載されている内容（管理者の姿勢に対する文章）はすべて消去。 ・「河川環境は、・・・従来型発想から一歩もでていない」 →「治水、利水、環境がそれぞれに大切であり、目的として位置づけられるが、実際に政策を行う上で、人命優先と移転など住民社会の状況を踏まえて、治水にウエイトがあることは、過去の政策経緯、技術的経緯からも明らかである。今後、環境面への影響効果を考慮することも重要であり、つぎの視点から評価を行うことを指摘する」 （箇条書きにて、環境専門委員の具体的提案があれば記載する）」 	意見1. 2. 3のまとめ方が管理者の姿勢への批判のみの記載になっている。これでは、管理者も住民も理解できない文章になる恐れがある。環境系の意見でより具体的な案があれば、提示して、具体性のある意見書をめざすべきである。
41	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	川崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・とくに、管理者の計画提案で重要と思われる部分を加筆する。 「近年、社会基盤の計画において、施設の長寿命化、コスト削減をめざすアセットマネジメントを考慮する視点は極めて重要である。これを実現可能な案として政策展開することを重要な視点として確認した。」 	原案の中で、近年社会基盤整備でとくに重要と思われる部分を強調した。
42	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河田委員	「しかし、ダム建設・・・積極的姿勢が見られない。」という表現は不適切である。つぎのように修正する。「このような考え方に立った場合、ダム建設においてどのように適用するかが問題となるが、その考察においては歴史的に治水が先行し、利水、環境がこれに続いて考慮されてきた経緯を無視するわけにはいかない。この事実は、安全、利用、環境という優先順位は変わらないことを意味している。さらに、定量的データの蓄積と解析方法に関しても、これら三者は同じレベルで議論できるまでに至っていない。このような背景から、検討に際してもいろいろな制約条件の存在を無視できない現実がある。」	河川法改正の趣旨は、治水、利水、環境をバランスよく考慮することである。環境へのインパクトに関して、データの取得などの努力をはじめ今後、調査を継続しなければならないと言っているのであって、環境をむしろ重視している結果である。琵琶湖湖岸の浅海域の浚渫や瀬田川のヘドロ除去などの環境改善のための具体的提案があってもよい。「自然」と「天然」という言葉の意味を混同し、人間が手を入れなければ入れないほうがよいという誤った考えに陥っていることも原因となっている。
43	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河田委員	「と認識しているにもかかわらず、個々の・・・結論づけている。」ではなく、「と認識している。不十分な環境情報のもとで、環境の専門家としての明確な方針の提示が求められている。しかし、必ずしも意見が一致していない状況で、最大公約数的な意見は、いずれも致命的な環境悪化にはならないと指摘されている。」	すでに各種環境調査は実施されており、それを前提とした検討結果は、治水、利水事業の全面禁止にはなっていない。
44	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河田委員	「これらの事例に・・・一歩も出ていない。」は、つぎのように書き換える。「これらの事例では、従来の治水最優先の議論からの発想ではなく、利水や環境の課題を計画当初から同じレベルで議論するという総合的なアプローチのもとで、流域の厚生水準を最大にする努力が必要である。」	批判するだけでは駄目である。具体的にどうすればよいかの表現に代える。
45	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河田委員	章のタイトルは、「1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想」ではなく、「1. 治水、利水、環境のバランスのとれた施策」とする。	当初からこのような色眼鏡で施策を展開しているのではない。トレードオフの関係をどのように考えるかという検討の結果が示されており、治水も利水も配慮された結果である。
46	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	澤井委員	タイトル「・・・発想」 → 「・・・発想への懸念」	より明確にするため。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
47	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	澤井委員	「見られない」 → 「不足している」	表現を和らげる。
48	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	澤井委員	「考慮」 → 「言及」	表現を和らげる。
49	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	澤井委員	「一步も出ていない」 → 「脱却できていない」	表現を和らげる。
50	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	全面的に書き換える。または、削除する。	原案に対する感想しか書かれておらず、具体的な提言や意見が示されていない。
51	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	『・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。』 削除する。	この具体的事例がこの場所に出てくるのは、報告書の体裁として唐突の感がある。下の個別ダムのところで記載すると良い。なお、長寿命化対策（いわゆる、土砂管理に関するアセットマネジメント）は、全国に先駆けたユニークなテストケースとして行う価値はある。しかし、これを主目的と位置づける必要はない。それよりも治水・利水面が重要である。
52	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	『・このように、「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づいているとは認められない。』 削除する。	上記5(1)、5(2)の文章を削除するので、この『このように』で始まる文章の存在根拠がない。
53	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	『・また、整備局は、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については、「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。』 これに下記のような記述を加える。 『単純に結論づけるのではなく、近隣の比較的新しいダム（比奈知、日吉、姉川ダムなど）の環境影響評価によれば、今のところ、甚大な影響の報告がないので、事業中のダムについて継続を中止する積極的な理由は見あたらない、など説得力のある記述を原案に加えるべきである。』	委員会においても何回か発言したように、近隣の比較的新しいダム（比奈知、日吉、姉川ダムなど）の環境影響評価から、川上ダム、大戸川ダム、丹生ダムの影響評価が類推できるはずである。このことを積極的に原案に書き込んだらどうか。 ダム建設後も、モニタリングを欠かさず、十二分に環境に配慮した施策を適時適切に行うことが、ダム事業を成功に導くことになる。
54	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	『・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想から一步も出ていない。 ・かけがえない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。』 削除する。	『これらの事例』に上げているのが、『積極的姿勢が見られない』、『基づいているとは認められない』という主観的な、「事例」とも言い難いものであり、この文章の存在根拠が希薄である。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
55	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	(意見提示の趣旨の第2段落)『しかし、これまで整備局・・・あったとは言えない。』削除。	当たり前のことなので記述不要。納得できないものもあつたし、納得できるものもあつた。すべての説明や回答についてすべての委員が納得することはそもそも無理。
56	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	寶委員	『しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。』削除する。	ダムは、まず、治水や利水の目的を持って計画されるものであり、それを検討するのは妥当である。『姿勢にとどまり』、『積極的姿勢が見られない』は、情緒的表現である。河川法の目的は、「(目的)第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」である。この観点から、河川法改正以後、河川管理者は、我々大学教員が考える以上に河川環境に配慮した活動をしており、『環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的な姿勢が見られない』というのは筆者の実感と異なる。
57	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	竹門委員	・ このように、・・・・・・に基づいているとは認められないの文を下から2項目に移し、以下のように修正する。 ・ これらの事例に見られるように、「原案」に示された具体的な施策には、整備局が示した「河川環境と・・・・」が反映されていない。	「このように」の事例として次のパラグラフの内容も含まれるので、後に回した方がよい。また、「認められない」の意味が誤解されないように、「が反映されていない」にした方がよい。
58	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	竹門委員	しかし、原案では、治水、利水の計画に際して、環境を「配慮する」姿勢にとどまっておらず、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。	総合的な検討の欠如はダム建設についてだけではなく、環境、治水、利水各対策に通じていえることなので、「ダム建設については」を削除するほうがよい。
59	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	竹門委員	・ これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境を改善するために必要な対策を体系的・総合的に示していただきたい。そのために、治水・利水の考え方を根本的に転換する姿勢で「原案」を見直すことを求める。	姿勢だけではなく、見直す方法についても明記するべきである。
60	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	竹門委員	・ これらの事例に見られるように、・・・・・・従来型発想から一歩も出ていない。の文を以下の文に差し替える。 ・ 環境についての具体的な整備内容は、いずれも環境側から検討されている項目に限定されており、ダム、遊水池、堤防、引き堤、掘削などの基盤整備に反映されていない。	7-9行目で指摘した内容と重複している。また、環境の施策の中には従来型発想から抜ける努力が見られる。問題は、それらが「環境」という枠組みでしか示されていないことであり、それが具体的に指摘されるべきである。
61	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	千代延委員	「・・・・考慮されていない。」の後に「しかも、コスト面の検討も代替案が少ないため不十分である。」を追加。	利水容量の活用、洪水期の掘削等コスト削減のための徹底した検討が行われていない。
62	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	深町委員	(追記) 治水・利水面のみならず、環境面を検討するための科学的データや知見の集約、蓄積に努め、これらを実際に整備計画に活かす仕組みをつくる必要がある。また、代替案を提示し、治水・利水・環境も含めた総合的な観点からの検討を行う中で具体的な整備計画を提示することが求められる。	すべての必要な科学的データやその分析は困難な状況にあつたとしても、今後のよりよい整備計画の策定は、地道なデータの集約、蓄積およびその活用が不可欠である。そのために、地域やNPO、他の行政機関などのへの協力を呼びかけていくことも重要である。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
63	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	本多委員	しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う必要がある。	文面が否定的で有り建設的でない。
64	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	本多委員	・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、コスト面の比較検討がされているが、環境への負担については十分な検討・考慮が必要である。	文面が否定的で有り建設的でない。
65	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	本多委員	・「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」をさらに検討し住民理解を得られるものにしていく必要がある。	文面が否定的で有り建設的でない。
66	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	本多委員	環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているのだから、慎重な取り組みが求められる。河川環境に関わる問題は、社会環境、人と川の関わりあう環境、川の自然環境の視点から整理し代替案を住民・委員会とともに考える必要がある。	文面が否定的で有り建設的でない。
67	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	本多委員	・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」であるものを、優先的解決事項にすることが求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
68	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	本多委員	・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を今までも増して見直すことが求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
69	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	水野委員	(追記文案) ・狭窄部を生かした自然地形の利用、浸水危険性の高い地域の氾濫原の再生など、自然と調和する減災技術を開発・推進し、予防原則のもとで積極的に世界的にも貴重な琵琶湖・淀川水系の生物多様性を保全する計画を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・「治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想」の章で指摘されている内容については、妥当だと考えるが、具体的な記述も加えた方がわかりやすい。 ・特に「自然地形の利用」、「氾濫原の再生」などのキーワードを入れておく必要がある。 ・琵琶湖・淀川水系の生物は固有種が多く、古代湖とつながる世界でも貴重な特別な生態系であり、世界的な視点からも積極的に保全を推進すべき地域である。 ・琵琶湖・淀川水系は渡り鳥の利用が多く、「ラムサール条約」の指定地でもある。そのため、氾濫原などの湿地帯の保全・再生を積極的にすることを世界に約束している。 ・今年度のG8から日本が主導していく予定である、「生物多様性条約」の視点を「原案」に反映すべきである。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
70	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	水野委員	(追記文案) ・例えば、「琵琶湖湖岸で魚類の産卵状況を市民の協力を得てモニタリングを行い、それを琵琶湖の水位調整に反映させる」などのような、生態系や環境に配慮した「順応的管理」の手法を淀川水系全域で市民と共に開発・導入・実施すべき。	・意見書案にあるように、河川では、人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もある。こうした状況下で、生物多様性と水害とのバランスをとりつつ、リスクガバナンスを行うためには、状況状況に順応する「順応的管理：Adaptive Management」が有効とされている。 ・国土交通省だけでは実施は難しいかもしれない。だからこそ、市民と共にモニタリングを行い「順応的管理：Adaptive Management」ができる体制づくりを、既存の社会システム技術を生かして構築し、リスクガバナンスに応用することが重要であるものと考えられる。
71	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	水山委員	ダム建設にあたって、環境への影響をできるだけ小さくするような施策を求める。	環境は、わからないことが多い以上、慎重な検討やモニタリングを行いながら、影響をできるだけ小さくすることが重要。
72	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	水山委員		河川整備計画としては、治水、利水を優先し、環境は配慮することで良い。
73	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	村上委員	(追記) 琵琶湖の水位低下の環境影響軽減、河川の横断方向の連続性の回復、また特定の種の保護及び駆除については、具体的な施策が提案されているものの、河川の流下方向の連続性を阻害し、河川環境に最も甚大な影響を及ぼすダム建設については、もっぱら(以下原文通り)	ダム以外の人為的干渉に対する代償措置の積極的評価。ダム建設が、他の人為的干渉と比較して、河川環境に最も大きな影響を及ぼすことを説明すべき。
74	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	村上委員	(移動) 「また、川上ダムの」以下2行、ダム各論川上ダムの項へ移動。	環境影響の総論で扱う程の根本的な課題とは判断しない。
75	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	村上委員	(追記) 今後とも、必要な資料の収集と解析に努めるとともに、環境影響予測、および回避策の限界を住民に示し、考えられる最悪の環境影響の発生を前提として対象の事業の是非を判断すべきである。	「原案」の引用に加えて、環境予測、回避策の評価を委員会としてすべきである。
76	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	村上委員	(削除と追記) あらゆる人為的干渉は、河川の本来の姿を損ねるものであることを前提とし、河川の開発は、当面の間、人間の文化的生活の維持のためやむを得ない場合のみ、最大の環境配慮を払った後、承認されるとの原則に立つべきである。	「従来型発想(治水・利水等の人利用の優先)」の具体的批判、及び当面受け入れられる環境倫理を考慮した前提付きの開発容認。
77	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	綾委員	タイトル修正。 「堤防決壊から住民の生命を守る洪水対策の推進」	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
78	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	綾委員	・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
79	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	綾委員	・これは「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、「HWL（ハイウォーターレベル）」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策ではいつどのような規模で発生するか分からない洪水に対しては堤防決壊の危険性を免れえず、住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
80	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	綾委員	・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じて被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を修正することを求める。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
81	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	池野委員	下記に全面修正する。 2. 治水について ・流域の人口、資産の集積を見ると、現状の治水安全度は低いと言わざるを得ない。 ・水系全体としてバランスを保ちながら、原案が対象とする約30年間で、戦後最大降雨に対応するまで治水安全度を向上させることは、現在の国力からして広く納得を得られるものであり評価する。 ・同時に気候変動の幅が増しつつあることにも鑑み、いかなる洪水に対しても被害の軽減に努めることは河川管理者としても当然である。 ・特に堤防は防災構造物としてその安全性に十分な信頼性がなく、破堤による被害の甚大さについての認識は一致するところである。 ・委員会としては「現時点では越水しても破堤しにくい堤防の築造技術が確立しておらず、これを本格的に実施することは難しいものの、堤防は丈夫な方が良いのは当然であることから、築造工法の技術的な検討を早急に行ない、試験的にでも、効果が発揮できる工法の実施に努めるべきである。」と提言する。 ・堤防であれ、ダムであれ、施設の効果は一定限度がある。従って避難体制の整備、土地利用計画などを含めた流域対策の具体的施策の実行に早急に取り組むべきである。	整備の効果に対する見解の相違

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
82	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	岡田委員	「住民の生命を守ることを第一として、… 避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、… という姿勢で「原案」を見直すことを求める。」を、以下のように書き換える。 「住民の生命を守ることを第一として、… 避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、… という姿勢を明示するとともに、それを実践するための行動計画やその目標や評価の仕方なども盛りこむことにより、「原案」を見直すことを求める。」	単なる姿勢だけではなく、それを実践するための行動計画やその目標や評価の仕方を示すべきであると考えるから。
83	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	岡田委員	「現状と整備後とで堤防決壊の危険性は、特定の地域や局所的な事情や主観的リスクの違いは別として、ほとんど変わらない。」	「現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。」ということに関しては、局所的効果や立場の相違、リスクの認知の程度とその社会的合意などについて、異なる当事者で判断が分かれる可能性があることを考慮すべきであろう。
84	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	川崎委員	・ 「2. 堤防決壊から住民の生命を守れない」（恣意的なタイトルは避ける） → 「2. 大規模洪水対策についての提案事項」 ・ 「これは・・・ 寄与しないことを明らかにしている」 → 「これは、・・・ ダム建設の対策が、現時点で、限定的ではあるが一定の治水効果を果たしている。さらに、近年の異常気象に伴う大規模洪水に対する危機が生じており、ダム建設以外の代替案（耐越水堤防）の技術開発や社会的防災政策（土地利用、避難システムなど）においても政策を進めることを原案に盛り込むことを求める。」	意見2のまとめ方が管理者の姿勢への批判のみの記載になっている。これでは、管理者も住民も理解できない文章になる恐れがある。より具体的な案を提示して、原案への加筆や修正を促すための意見書をめざすべきである。 (いつどのような規模で発生することのわからない洪水に対して、最優先で寄与する実現性ある具体的な方策が委員会で何ら提案されていない中で、計画論的に、また限定的に効果のあるダム計画に対して、まったく現実性のない批判に終始している。
85	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河田委員	「堤防決壊の危険性はほとんど変わらない」の表現は間違っている。「堤防決壊の危険性は流量減少、流速や水位低下によってもたらされるのであり、それらの量がたとえ小さくても所要の効果を発揮できることは明らかである。」	危険性を小さくするためには大きな洪水調節能力をもつ施設を作らなければいけない。しかし、それをやれば環境への負荷が大きくなる。このジレンマを解決するための治水対策を考えようとしているのであって、このような他人ごとのような記述は無責任である。
86	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河田委員	「とりわけ「越水しても・・・耐越水堤防」への・・・見直すことを求める。」という文章は、つぎのようにする。「土地利用計画を含めた流域対策を進める必要がある。とくに超過洪水を対象とした外水氾濫対策や市街地の集中豪雨による内水氾濫対策については、その発生を予防することは不可能であり、減災の観点から被害を少なくする努力がこれまで以上に必要となっている。そのために、洪水流量低減のための治水施設（ダム、遊水地、地下河川など）、耐越水堤防の建設による外力の制御が必要であり、これと避難準備情報、避難勧告などの災害情報との組み合わせによって、人的被害の軽減はもとより、経済被害を小さくする努力が継続されなければならない。」	地球温暖化の進行に伴う24時間降雨量や降雨強度（1時間、3時間）の増加は避けることができない。近い将来、計画高水流量の改訂、再現期間の見直し・長期化を具体化せざるを得ない状況で、これにつながる施策の採用が強く求められる。すなわち、治水施設を現況のまま放置するような事態になれば、急激に治水安全度が低下することは避けられないといえる。耐越水堤防の建設だけでは不十分であり、かつ現行の技術では河道全長に均質な安全度を期待できず、信頼性に欠けるといわざるを得ない。過度の期待をかけてはいけない。
87	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河田委員	書き直しすること。マルチ・ハザード型の治水対策を示し、それらの施工優先順位や効果（機能が確立しているものとこれから開発しなければならない技術を峻別）、コストなどを勘案した、システムとしての治水対策の必要性を明示する。次の文章に置き換える。「従来の治水対策の特徴を踏まえ、災害環境の変化に対応できる対策群の施行が必要となっている。すなわち、地球温暖化による豪雨発生への激化・頻発による超過洪水に対応した越流対策、地震の発生による河川堤防の堤体の不同沈下、側方流動を阻止・軽減する液状化対策による堤防強化を進めるとともに、ダム建設、河道掘削、遊水地整備などの従来の対策を組み合わせ、激変する洪水発生環境に柔軟に対応できる治水システムを目指すことが必要である。」	地球温暖化の影響や、東南海・南海地震というプレート境界地震や上町断層（この地震は逆断層型の地震であり、淀川大堰の上流部に境に、下流部の堤防は約70cm沈下し、逆に上流部は約1.3m隆起すると予測されている（中央防災会議、2008年2月26日発表））などの直下型地震の発生の危険性の高まりの背景を考慮した複数の治水施設による対策が提示されるべきで、この意見（たつき台）は余りにも偏っているといえる。項目10の指摘も関係している。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
88	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河田委員	「2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策」ではなく「2. マルチ・ハザード対応型の洪水対策への転換」とする。	堤防決壊だけを重視した洪水対策では不十分である。全国的に被害の出方が多様化しており、減災のためにはきめ細かな対策が必要となっている。対災性の高い（越水だけでなく地震動や液状化にも強い）堤防の技術は未確立であり、堤防延長が長大でかつ、コストのことを考慮すれば、高規格堤防の普及と同じくらいの百年単位の時間が必要である。その間、現状を放置できないのは当然である。
89	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	佐藤委員	現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。 (加筆、追記) 追加して、「従って河川整備と併せて堤防強化策をも講じるべきである」	(理由) 堤防補強は災害防止の基本である。
90	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	澤井委員	「・・・結果では、現状・・・」→「結果では、流量は相当量軽減されるものの、水位低下はさほど大きくなく、現状・・・」	よりわかりやすくするため
91	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	澤井委員	「ほとんど」 → 「あまり」	表現を和らげるため
92	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	澤井委員	「果たすことに寄与」→「果たすことに十分寄与」	より明確にするため
93	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	澤井委員	タイトル「堤防・・・対策」→「破堤による壊滅的な被害の回避・軽減の重要性」	より明確にするため
94	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	寶委員	『とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。』については、流域のどの河道区間をそのようにしてほしいのかを記述したらどうか。	『予算を有効に使』うのは当たり前。流域のどの河道区間を「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」にしてほしいのか、具体的な提示が宮本委員長からはこれまでなかった。それを提言すべきである。また、越水量も対象地点毎にどの程度まで（流量、継続時間）許容しても良いのか、定量的なことが不明なままである。この点について宮本委員長の定量的な見解をお聞きしたい。さもなければ、整備計画に記載を求めようがない。 「いかなる洪水にも」と言うとき、場合によっては床上浸水や2階まで浸水する場合も起こり得るが、「耐越水堤防」としてどのような構造を考えているのか知りたい。その上で、必要ならば、具体的な「耐越水堤防」の提言を考えたらよい。
95	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	寶委員	『・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、「HWL」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策が、いつどのような規模で発生するか分からない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。』は、削除する。	この段落は、『・・・現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。』という誤った認識に基づいての記述なので、削除しなければならない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
96	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	寶委員	『・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。』という記述は、不十分であり、書き改めるべきである。 具体的には、以下のように修正すると良い。 『・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、河川整備計画原案では、堤防補強を対策の第1に上げており、堤防決壊の危険性は流域全体として減少すると言える。整備後に、上中流を中心に広い範囲にわたって治水安全度が向上し、堤防にかかる負荷が軽減されるので堤防決壊の危険性はかなり低下すると評価できる。』	河川整備計画原案では、堤防補強を対策の第1に上げており、堤防決壊の危険性は減少する。また、原案に示された洪水対策メニューが整備された後、中上流の広い範囲にわたって治水安全度が向上する。この観点からも堤防決壊の危険性は、流域全体として減少している。よって『現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない』との記述は不適切である。したがって、標題で『堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策』と記述するのはおかしい。ちょうど3月11日に地方整備局より配付された資料が、上中流を中心に広い範囲にわたって治水安全度が向上することを分かり易く示しているので、ここに添付する。 災害対策基本法によれば、地域の防災（地震にせよ洪水にせよ）は、市町村が主体となって行わねばならない。国や府県はそれを補助する立場である。河川防災の場合は、流域整備計画によって国や府県が、ダム等の貯留施設を作ることによって、河川の長い範囲（区間）にわたって、いくつもの市町村を縦断して流量や水位を低減するような施策を展開することができる。これは、いわゆる「公助」部分に相当すると考えることが可能であり、国や府県がこの「公助」部分を負担してくれることにより、市町村の負担が減る。その分、市町村独自の河川防災の「公助」・「自助」・「共助」の施策や河川環境の施策に予算が回せることになる。ひいては、福祉などにも寄与できる。こうしたことを考えると、比較的短時間に広い範囲（区間）にわたって治水安全度が向上するような国の施策は、極めて有効であると言える。 （※巻末資料①参照）
97	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	寶委員	2. の標題『堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策』このように記述する意味が分からないので、書き換える。 標題の修正文案 『住民の生命・財産を守るための総合的な洪水対策』 (以下に述べるように、この章全体を書き換える必要がある。)	3 ページ以後に個々のダム計画について、『極めて限定的』とか『必要性・緊急性は認められない』と記載されていることは事実誤認であり、それに基づいて『堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策』と記載しているとすれば、本末転倒である。標題は、批判的な書き方よりも、前向きな表現の方が意見書としてふさわしい。
98	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	本多委員	・淀川、宇治川、木津川、そして桂川においていかなる洪水が発生した場合でも、	文面が否定的で有り建設的でない。
99	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	本多委員	・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、「HWL（ハイウォーターレベル）」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された「原案」が、あらゆる洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすように更なる検討と住民理解を得ることが求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
100	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	本多委員	破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢を「原案」に強調して反映することが必要である。	文面が否定的で有り建設的でない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
101	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	水野委員	(追記文案) ・「ハザードマップやシミュレーションの結果に基づく視点から、国・県・市町村の管轄権限の壁を超えて協議する社会システムを構築し、治水について国県市町村などの土地利用計画を調整し、危険地域の土地利用そのものの転換を促していく」ことを「行動計画：Action Plan」として、明確に「原案」に示すべき。	・生活者からの視点に立てば、安全・安心な生活ができるならば、国だろうが、県だろうが、市町村だろうが、管理権限者が何者であろうと関係ない。現実的に管轄が違って調整が難しいからといって、危険地域について積極的に調整しないのであれば、治水という公共のリスクガバナンスとしては重大な失策だとも考えられるのではないかと。 ・情報科学の発達により、意思決定システムや社会システムの構築の手法は、経営工学や社会学などの分野で既に多くの技術的知見が構築されている。ダムのようなハード構築技術だけに頼るのではなく、公共政策決定に関しては既存の社会学技術をもっと積極的に応用していくのが望ましいと考えられる。
102	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	水山委員	堤防の点検と補強技術の開発を急ぐべきであるが、現在十分な状態ではなく、時間がかかるようであるので、効果の明瞭な治水専用ダム（平時の河川環境にほとんど影響を与えず、局所的豪雨などに対してゲートを閉めて対応する。）を丹生、大戸川、川上ダムとして建設する。	
103	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	綾委員	タイトル修正。 「水需要の抑制による節水型社会の推進」	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
104	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	綾委員	・整備局は『人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。利水の効率性のみならず自然流況を意識した水管理を目指す』という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
105	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	綾委員	・しかし、原案には川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保の方法の調査・検討が記されており、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、水需要管理を積極的に実施することにより新たな利水や渇水への備えに対応し、生物の生息・生育環境に対する負荷を減少させるという考え方への修正を求める。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
106	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	綾委員	第3段落を削除。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
107	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	池野委員	3 利水について 「1段落目」はそのまま 「2段落目」以下を削除し、下記に修正 ・ 水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策による水需要管理の実施には、過去の経緯・将来予測・経営戦略・費用負担など多くの関係者が複雑に絡んでおり、相互の信頼関係の樹立が不可欠である。水需要管理に関する具体論を議論するため、原案に示す「常設の利水者会議」等を早急に立ち上げるべきである。	具体策は計画では示せない。 計画では目指すべき理念、方向性、施策などと、議論する組織等を提示すればよい。 具体策は現場に入らないと出てこない。
108	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	岡田委員	「従来型水資源開発の継続、水重要管理の具体的施策の欠如」に関する記述のうち、「水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が認められない」、「需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。」のところを、「従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢をより明確化するとともに、そのための試行的実施モデル(社会実験)などの順応的・戦略的な手順を明示して、原案を修正することを求める。」とする。	PDCAプロセスを活用することは、河川整備策定に当たったの計画基本的考え方の中で明確に示されている。その具体的な戦略が示されていない。また現時点では必ずしも保証できなくても、整備計画期間の最初の5年の間には、治水・利水の考え方を根本的に転換する試行を行動計画として示すべきであると考えているから。
109	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	川崎委員	・ 「3. 従来型・欠如」(恣意的なタイトルは避ける) → 「3. 水資源・需要の管理についての提案事項」 ・ 「しかし、・・・姿勢が見られない」 → 「今後、川上ダムに係わる・・・実施しようとする方向性も重要である。これら方向性を原案に記載するよう求める」 ・ 「需要に応じて・・・見直すことを求める」 → 「市町村における水需要の無駄のない利用のあり方について、各自治体が相互に協力できるように、管理者も交えて検討する機会を設けることが重要である」	原案を見直すことを求める必要や根拠はない。 水需要については、利水者である地方自治体が主体であり、地方の開発や利水の自主性を、唐突に国サイドから抑制をかけることになり、非現実的である。無駄のない、需要のあり方について、自治体間が主体となって、連携していく検討の機会をもつことから始めるべきである。
110	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	河田委員	「積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」ではなくて、つぎのように表現する。「の新しい方向性を見出す努力が必要である。水利用に関しては歴史的な経緯があり、必ずしも新しい利用環境に適した制度になっていないことなどを勘案して、次世代の合理的な水利用システムに関する提言などを関係者間でまとめる方向性が求められている。」	慣行水利権や水需要の長期見通しなどが関係する問題であって、当事者間の直接の話し合いだけでは無理である。まず、ステークホルダーの参画による話し合いの環境づくりから始めなければならない。
111	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	佐藤委員	「・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して」(修正) → 「水需要の拡大傾向を前提として水資源開発を行う従来型発想を転換して」	(コメント) 原文は「需要に応じて」となっているが、本当に需要予測がなされているなら、「需要に応じて」は正しい

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
112	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	佐藤委員	・琵琶湖淀川水系の恩恵に想いをいたし、都市作りに水を活用すべきである。とりわけ水系の下流域である大阪での施策を求める。具体的には、御堂筋などでの「水の路」の社会実験、水都大阪実現への支援が上げられる。	(理由) ヒートアイランド対策、癒し効果といった都市政策を講じるため。
113	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	寶委員	標題『従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如』は、書き直すべき。修正文例 『従来型水資源開発から脱却し、水需要管理の具体的施策を盛り込むこと』	標題は、批判的な書き方よりも、前向きな表現の方が意見書としてふさわしい。
114	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	寶委員	『・整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示している。』 の後に、以下の文を追記する。 『現実には、企業や一般家庭などにおいて節水はかなり実現されている。一方、人口移動により人口が増えている地域もある。水需要の予測を時間的な観点、地域的な観点から正確に行い、それに基づいた適切な水需要の管理を目指してもらいたい。また、「節水型社会」は当然のことでありその概念は決して新しくない。むしろ、その代わりに「水に関して持続可能な社会を目指す」というような表現に改めてほしい。』	『水需要の抑制』、『節水型社会』という言葉と、それぞれ『適切な水需要管理』、『水に関して持続可能な社会』というような言葉に置き換えて、淀川水系が他流域の追従でないような表現にしてほしい。
115	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	寶委員	『・しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。』 この文章の一部を生かして、以下のように書き改める。 『・水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、水需要管理を積極的に実施し、水道事業の持続可能性といった観点も踏まえ、流域全体として、安全・安心で廉価な水を継続的に供給できるような具体策を計画に書き込むべきである。』 具体策を委員会として提案できるとさらによい。	河川管理者の姿勢を批判するというよりは、どうしてほしいのかを、目指すべき方向性ととも記載すべき。
116	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	寶委員	『・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。』 削除する。	『・・・という姿勢で「原案」を見直すことを求める。』という書き方は弱い。どうしてほしいのかを、目指すべき方向性ととも記載すべき。具体策を委員会として提案すべき。
117	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	深町委員	(追記) 水需要管理においては、地域ごとの生活、その歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要である。	画一的な水資源管理ではなく、地域の個性や事情をより反映させることが重要と考える
118	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	本多委員	・整備局は、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
119	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	本多委員	・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して流域全体、自治体や地域、事業者や家庭・個人の多様な水需要管理の検討をすすめ積極的な取り組みを「原案」に反映させることが求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
120	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	水山委員	水需要予測についてはより厳密に再検討する。	
121	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	綾委員	・大戸川ダムによる宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は極めて小さい。また効果が発揮される洪水は極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
122	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	川崎委員	「計算誤差の範囲であり、極めて小さい・・・認められない」 →削除して、「このダムにおいては、実施段階でより効果的な治水効果への検討を継続することが必要である」	何に比較して小さいと結論づけているのか根拠が不明。確誤差の範囲であるかどうか不明。 ダムが限定的なことは当然である。
123	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	河田委員	この文を追加する。「一方、天ヶ瀬ダム再開発は下流への放流量を多くするものであり、下流の宇治市の安全確保のためには十分な流下能力の確保が必要であり、その整備手順についてはより慎重な取り扱いが求められる。」	天ヶ瀬ダム再開発によって、下流の流下能力の拡大を求められており、そのための工事が大規模にならざるを得ず、下流の治水安全度確保のためには、その整備手順について慎重な取り扱いが求められる。
124	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	河田委員	「計算誤差の範囲であり、・・・認められない。」はつぎのように書き改める。「いずれの想定された降雨パターンに対しても有効であるが、とくに、大戸川ダムについては、治水を目的とした流水型ダムとして建設して、上下流バランスの視点から治水安全度を高める。」	計算誤差の範囲ではなく、明確な流量低減効果が期待できるので、この表現は間違っている。
125	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	佐野委員	「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」について、一まとめにして述べているが、もう少し議論の時間が与えられるならば、両者を切り離れた記述が望ましいと感じる。	
126	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	澤井委員	「極めて」→ 削除	表現を和らげる
127	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	澤井委員	「・・・り、淀川水・・・ない。」→「・・・ることから、ダムのみにも頼ることなく、下流堤防の越水対策にも積極的に取り組む必要がある。」	ダムを否定するのではなく、堤防強化を加える
128	4. 個々のダム計画について (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	澤井委員	「誤差」→「誤差と同程度」 「極めて小さい」→「過大な期待をしてはならない」	より正確に

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
129	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	寶委員	『効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり』という記述は、どの区間のことを言っているのか、明示した方がよい。33洪水それぞれに対して、各地点で最大どの程度の効果があり、どの地点で限定的であるのか。	洪水発生時には、瀬田川洗堰、大戸川ダム、天ヶ瀬ダムの統合操作によって、上下流の流量や水位を見比べながら、効果的な操作ができるはずである。効果が限定的であるというのであれば、それが、どの地点でどれくらいの話であるかを明示する必要がある。
130	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	寶委員	『宇治川、淀川に対する洪水対策上に位置づける必要性・緊急性は認められない。』 以下のように修正する。 『淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当である。』	木津川、桂川が合流する前に重要な治水上の役割を果たす二つのダムであり、必要性・緊急性がある。
131	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	寶委員	『宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい』という表現は情緒的に見える。定量的に記載した方がよい。	治水効果が発揮できる区間はある。どの地点（河川区間）において『極めて小さい』のか、また、『計算誤差の範囲』の意味はどのようなことなのか、委員の中でも理解できていない人が多いのではないかと。
132	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	田中委員	位置づける（必要性）→位置づける事は容認できない。	
133	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	千代延委員	「・・・緊急性は認められない」の後に「結果として、天ヶ瀬再開発本来の目的すら危うくしている。」	天ヶ瀬再開発の本来の目的である宇治川・淀川の治水安全度向上及び琵琶湖後期放流の能力アップについて、必要性は認められる。しかし、この目的実現のために、大戸川ダムとセットで実施する必然性はなく、重要なことは、宇治塔の島地区の問題解決である。
134	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	本多委員	・宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は疑問であり、十分な説明があったとは認められない。	文面が否定的で有り建設的でない。
135	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	水山委員	「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、」を削除する。	ダムによって水位を下げる効果があるのは自明。
136	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	水山委員	天ヶ瀬ダムの再開発は、琵琶湖周辺の洪水危険性を低減させるが、宇治市の負担が増加するので、宇治市への十分な説明と了承が必要である。	
137	4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	村上委員	(追記) 天ヶ瀬ダム再開発に伴う環境、景観に及ぼす影響調査は、不十分なままであり、委員会としては、調査項目や方法の選定も含め、地元住民と、再度協議することを勧める。	環境に対する記載の欠落。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
138	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	綾委員	・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
139	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	綾委員	・三重県伊賀水道事業の新規水需要について大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があると考えられるので、まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
140	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	綾委員	・ダムの長寿命化対策では既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があると考えられるので、まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
141	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	池野委員	下記に全面修正する。 (2) 川上ダム 長寿命化について 川上ダムは、ダム群の活用により長寿命化という相乗効果が生み出せる恵まれた地理的条件にある。今後、経済的効果・代替案の検討・負担のあり方等のさらなる検討が必要であり、関係者の合意が得られれば有効な方策である。	治水効果に対する見解の相違 ダムを否定するなら、実現可能な代替案の考え方を示すべきである。
142	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	岡田委員	「利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。」は、つぎのように書き換える。 「利水者と調整する余地があるにもかかわらず、そのような主導的な政策的意思をもって整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。また今後、整備計画の期間にそのような転換を図る順応的・戦略的な手順が示されていない。」	「現段階での制度的限界をふまえつつも」といったニュアンスを盛り込むべきである。
143	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	川崎委員	「計算誤差の範囲であり、極めて小さい・・・認められない」 →削除して、「このダムにおいては、実施段階でより効果的な治水効果への検討を継続することが必要である」	何に比較して小さいと結論づけているのか根拠が不明。確誤差の範囲であるかどうか不明。 ダムが限定的なことは当然である。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
144	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	川崎委員	川上ダム「ダムの長寿命化・・・整備局による積極的な・・・認められない」 →削除して、「ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者間と検討する余地があり、今後の検討課題とする。」	利水者との調整は、管理者の権限上、困難な問題である。これをもって認めないとするのは、恣意的である。むしろ、今後、国が示唆をする中で、自治体が主体となって検討する場を設けることが必要。
145	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	河田委員	(2)川上ダム 文章をつぎのように改める。「木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は見出される。なお、新規水需要の確保の方法については、ダム以外の方法も含めて検討する。」	利水に関する選択肢はまだ議論の余地がある。
146	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	澤井委員	「誤差」→「誤差と同程度」 「極めて小さい」→「過大な期待をしてはならない」	より正確に
147	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	澤井委員	「極めて」→ 削除	表現を和らげる
148	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	澤井委員	「・・・り、淀川水・・・ない。」→「・・・ることから、ダムのみにも頼ることなく、下流堤防の越水対策にも積極的に取り組む必要がある。」	ダムを否定するのではなく、堤防強化を加える
149	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	澤井委員	「また、上野遊水地の機能をより有効に発揮させるため、越流堤の構造についてさらに検討することが望まれる。」を追加。	対案の提示
150	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	澤井委員	「あるにもかかわらず、」→「あり、」	表現を和らげる
151	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	澤井委員	「行われたとは認められない」→「望まれる」	表現を和らげる
152	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	寶委員	『・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。』 削除する。	長寿命化対策（いわゆる、土砂管理に関するアセットマネジメント）は、全国に先駆けたユニークなテストケースとして行う価値はある。しかし、これを主目的と位置づける必要はない。それよりも治水・利水面が重要である。
153	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	寶委員	『・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。』 以下のように修正する。 『・川上ダムは、上野遊水地を組み合わせる治水施策であり、木津川上流部、中流部で治水効果を発揮できる。 ・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発とも組み合わせると、さらに下流部での流量低減、水位低下を期待することができるので、淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当である。』	『洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい』という表現は情緒的に見える。『効果が発揮される洪水は、極めて限定的』であるのが、どの地点のことなのかを具体的に述べるべき。また、『計算誤差の範囲』の意味はどういうことなのか、委員の中でも理解できていない人が多いのではないかと。 川上ダムと上野遊水地を組み合わせる治水施策であるから、このダムの効果が発揮されることを正当に評価する必要がある。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
154	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	寶委員	『・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。』 削除する。または、以下のように修正する。 『・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、川上ダムにより地域独自の恒久的な水源が確保される。安全・安心で廉価な水道水を安定的に供給する基盤を確立する必要がある。』	新聞記事等によれば、水融通に対する否定的な大阪市長、伊賀市長の見解が出たようであり、この意見書に、大阪市などの具体名を記載するのは好ましくない。ダムの水が廉価に供給されるように努力することを河川管理者に望みたい。
155	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	田中委員	位置づける（必要性）→位置づける事は容認できない。	認められない。の使い方が二つに分かれていると思われます。
156	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	本多委員	・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は疑問であり、充分な説明があったとは認められない。	文面が否定的で有り建設的でない。
157	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	本多委員	・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があり、整備局による積極的な調整により新たな進展や打開の可能性が秘められている。取り組み価値がみとねられる。	文面が否定的で有り建設的でない。
158	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	本多委員	・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地がある。整備局による積極的な調整をおこなうことが求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
159	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	水山委員	「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、」を削除する。	ダムによって水位を下げる効果があるのは自明。
160	4. 個々のダム計画について (2)川上ダム	村上委員	(追記) 水質等の環境影響予測は、未だ満足なレベルに達しておらず、また希少種の保護対策も効果が保証されているわけではない。環境面からは、ダムの建設を容認することはできない。	環境に対する記載の欠落。
161	4. 個々のダム計画について (3)丹生ダム	綾委員	・また、「マイナス1.5m以下には水位低下をさせない」と言う整備局の説明と琵琶湖総合開発事業における「異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス1.5mから補償対象水位マイナス2.0mまでの取り扱い」との関連が不明確である。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
162	4. 個々のダム計画について (3)丹生ダム	綾委員	・仮に、既往最大渇水を対象とし、「マイナス1.5m以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、取水制限と維持流量の削減による対応法を検討する必要がある。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
163	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	綾委員	・整備局が天井川である姉川・高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識しているのであれば、可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、施策案を提示することを求める。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
164	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	池野委員	下記に全面修正する。 (3) 丹生ダム 異常渇水対策については、地球規模の水危機等を念頭に入れ、考え方そのものを検討する必要がある。	治水効果に対する見解の相違 ダムを否定するなら、実現可能な代替案の考え方を示すべきである。
165	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	岡田委員	…可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、具体的な整備計画原案を提示することを求める。」は、次のように書き換える。 「…可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、事業(再)評価の方法やPDCAプロセスなどを活用した具体的な整備計画原案を提示することを求める。」	「現段階での制度的限界をふまえつつも」といったニュアンスを盛り込むべきである。
166	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	川崎委員	丹生ダム「以上渇水対策……………としていることは課題である。」 →削除	既往最大洪水以外の数値に評価の根拠があれば、具体的に提案すべきである
167	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	河田委員	(3) 丹生ダム 文章をつぎのように改める。「・姉川・高時川に対する洪水対策上の効果は見出される。なお、異常渇水対策容量の確保の方法については、他の案も含めて検討する。」	異常渇水対策を琵琶湖に隣接した地域におけるダムに担わせるには無理がある。琵琶湖の浅海域の貯水量の増大に多くは期待できないが、むしろ琵琶湖の環境改善の一環として、湖岸の浅場の流砂の堆積地域やヘドロ除去を推進するべきである。
168	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	澤井委員	「計画原案」→「計画案」	原案の再提示でなく、案に反映。
169	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	寶委員	削除する。 『異常渇水対策容量』の代わりに以下のような提言を盛り込む。 『・今後、琵琶湖・淀川水系において頻発しうる異常流況（渇水のみならず大洪水も）を勘案し、「異常流況対策容量」を速やかに提案され、地球温暖化影響への対策（適応策）の先進的取り組みとして位置づけられたい。』 『近隣の姉川ダム、琵琶湖から余呉湖への揚水なども含めて、この地域の持続可能で安定的な水資源環境を実現する具体的な提案が必要である。』	近畿地方では、丹生ダムが位置する湖北地方は、南の大台ヶ原に匹敵する降水量を誇る地域なので、丹生ダムの貯水効果は極めて大きい。近隣の姉川ダム、琵琶湖から余呉湖への揚水なども含めて、この地域の持続可能で安定的な水資源環境を考慮することが必要である。このあたりが、原案には余り書き込まれていない。個人的な希望としては、（たとえば国が負担して温暖化対策容量を確保し）1億5千万トンの容量を確保してもらいたい。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
170	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	寶委員	『・整備局が、天井川である姉川・高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識しているのであれば、可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、具体的な整備計画原案を提示することを求める。』 まず、これを筆頭項目に持ってくるべきである。『堤防決壊対策』と限定する必要はないので、『洪水対策』と修正すべきである。また、『環境影響等の調査・検討』は既に何年か行っている実績もある。 以下のような修正文を提案するとともに、筆頭項目に上げるよう希望する。 『・天井川である姉川・高時川の洪水対策について緊急性があるので、可及的速やかに丹生ダムによる洪水対策の必要性・緊急性、環境影響等の調査・検討結果をとりまとめ、具体的な整備計画原案を提示すべきである。その際、姉川ダムとの統合操作、姉川ダム完成による環境影響を参考にすることが必要である。』	計画原案提示後、平成18年7月19日に5年確率程度の降雨によって、高時川の水位がかなり高まったことがあった。天井川堤防の直ぐ脇に集落があり、堤防天端にちかいところまで水位が上がった。さらに大規模な降雨があればさらに危険な状況が容易に想定できる。堤防強化だけでは、姉川と高時川の両方から来る洪水のピークをずらせることはできないが、ダムにより制御することによりそれが可能となる。原案には近隣のこの姉川ダム（平成14年3月完成）の治水効果や環境影響について言及がないが、事業推進の上で必要であれば積極的に記載すべきである。
171	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	西野委員	「・異常渇水対策容量の確保について、対象渇水規模を既往最大渇水（昭和14、15年渇水）としていることは過大である。」と書かれている根拠がよく分かりませんでした。過大であると断定するのであれば、その論理的根拠を示す必要があります。	
172	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	本多委員	(第1段落) 「異常渇水対策容量の確保・・・過大である。」全て削除。	文面が否定的で有り建設的でない。
173	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	本多委員	・「マイナス1.5m以下には水位低下をさせない」と言う整備局の説明と、琵琶湖総合開発事業における「異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス1.5mから補償対象水位マイナス2.0mまでの取り扱い」との関連を明確にすることが求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
174	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	本多委員	・仮に、既往最大渇水を対象とし、「マイナス1.5m以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性があることから、実施が可能となる検討を進めることを求める。	文面が否定的で有り建設的でない。
175	4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム	村上委員	(追記) ダムの規模や運用の方法等が明らかにならなならず、環境面については具体的に論議できない。	環境に対する記載の欠落。
176	4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について	綾委員	・河川環境に与える影響や社会的影響からダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということをこれまで整備局と委員会は共有してきた。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
177	4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について	綾委員	・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は十分説得力あるものとは受け取れず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であった。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
178	4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について	綾委員	・また、整備局は平成19年12月20日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のようにいずれのダム計画についても現時点においては事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
179	4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について	綾委員	・委員会は現時点において大戸川ダム、川上ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切と認められない。	(1) 今回の中間意見書案は原案に対して見直しを求める事項について記述されているので、それ以外の事項についても触れた。 (2) 文章のタイトルを委員会が賛同する表現に改めた。 (3) 全般に、否定的な記述が目立つので、委員が賛同している事項を明確に示し、それとの差異について修正を希望する記述・表現に改めた。 (4) 個々のダム計画については私の現在の判断結果に基づく修正意見です。
180	4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について	池野委員	下記に全面修正する。 4 ダムについて (4) ダム全般について ・大きな流域面積を有する淀川流域では、各所に配置されたダム群による治水上の効果は大きく、有効である。基本方針でも想定流量のうち約30%はダム群などにより調節される。基本方針でも原案でも、個々のダムによる調節の積み重ねで目標を達成するのである。 ・整備計画期間内に実現可能な、ダムに替わる代替案はない。 ・全延長が完成しないと一連の効果が発揮されず、しかも施工途中では結果として未施工区間の安全度が低くなるかもしれない堤防強化に比して、ダムは完成すれば全川に亘り直ちに効果が発揮される。さらに原案に示されているダムは、地権者などの方々のご理解とご協力を得て、用地はほぼ確保されており、早期にその効果が発揮される。 ・防災・減災は、堤防・河道・ダム・遊水地・排水機場・流域治水などいろいろな施設が、それぞれの特性を発揮し、全体として管理・統制がとれ、複合して始めて達成されるものである。全てを解決できる手法などない。 ・以上のことから ダム建設も含め総合的な治水対策を示す原案を評価する。 ・ただ1でも述べたように環境への影響を小さくすることに最善を尽くすべきである。	治水効果に対する見解の相違 ダムを否定するなら、実現可能な代替案の考え方を示すべきである。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
181	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	岡田委員	「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。」は、つぎのように書き換える。 「ダムがどうしても必要であることを説得的に説明するものにはなっていない。また環境への影響もダム建設を前提とした検討の域を出ていない。」	より正確な表現に改めるべきであろう。
182	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	岡田委員	(結びについて) 委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない」の記述は次のように書き換える。 「委員会は、委員各自の意見分布はあるものの、総体としては、現時点において、これらのダム建設の「実施」を原案のままで淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。」	本委員会の職分の範囲で、強い要請をするという表現に留めるべきであろう。また判断には委員によって意見が分かれている可能性があるため。
183	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	川崎委員	4. 個々のダム計画については、 (4)ダム全般についての部分をすべて削除し、下記を加筆。 「予想できない大規模な洪水による壊滅的な被害を軽減すること、中規模以外の洪水にも堤防への負荷がかからない治水を行うための現実的な案としてダム建設がある。この流域委員会設立以来、6年の間も議論されてきたが、いまだ耐超水堤防技術の開発はまったく見通しがきかない状態である。また、この堤防は、環境的にも都市との関係（地下水、水辺形成）においても相当のリスクも想定される。 さらに、今回の計画原案に含まれるダム建設の課題は、社会的な政策の見直しを多くの年数をかけて行ってきたものであり、移転住民との討論も踏まえ、その治水への思いや決断を無視することはできず、社会的な実行性に対する責任を果たす時期にきている。河川管理者は、近々にも政策判断をする時期に来ており、委員会では、流域の全体の整備状況の実施段階を判断すると、今回の3つのダム整備は、下流流量の増分を低減し、これまでの河川護岸整備と合わせて一定の効果があることを確認した（この効果の影響力については治水上の検討が必要）。以上のことから、実施可能性を考慮して代替案による効果が検証できないことから、ダム建設を原案に位置づけることが妥当であることを確認した。ただし、実施に至るまで、治水効果の更なる向上について治水の専門家集団による検討、自然環境への低減、コスト低減（アセットマネジメント）が必要であることはもとより、代替案（耐越水堤防）検討の継続、流域の総合治水策を展開することを条件とする。」	ダム建設の実施を認められないとする意見書案は根拠に客観性、現実性、時間的計画性がない。現時点では、計画案のあり方に時間を費やす段階ではなく、近々に実施可能な政策への見通しを早期に立て、住民や流域社会への実行力を問われている重要な時期と考える。
184	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	河田委員	「・・・整備局と委員会は共有してきた。」に続いて、つぎの文章を追加する。「個々のダム建設計画には歴史的経緯があり、地元住民の協力も評価して検討する必要がある。」そして、「しかし・・・以上」までの文章は割愛する。	しかし以降の部分の指摘は不要である。
185	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	佐野委員	「委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。」について、「委員会は・・・位置づけることは適切でない」と判断する」のような文言の方がよいのではないか。ただし、この結びの部分については、異なる意見を持つ委員の声を併記するなど、委員会の民主的な運営方針が反映されるような配慮が必要。	委員会としての判断を示す表現形式とするため。
186	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	佐野委員	「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり・・・」を、「ダム建設の必要性について十分説得的な内容になっておらず」のような表現に修正。	客観的な表現を用いての意見書とするため。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
187	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	澤井委員	「ダムを・・・過ぎない」→「治水・利水を優先し、環境への配慮が不十分である感をめぐえない」	表現を和らげる
188	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	澤井委員	「・委員会は・・・認められない。」→「・環境への影響を極力小さくする観点からすれば、ダムには平常時は貯水しないのが望ましく、大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムはいずれも治水専用とし、流水型のものとするのが望まれる。」	ダムを否定するのではなく、よりよい方法を提案。
189	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	澤井委員	「・また、・・・認められない。」を削除	不要
190	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	寶委員	『・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。』 以下のように書き換える。 『・委員会は、これらのダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることを評価する。河川環境の整備と保全に対して、これまで流域委員会とともに考えてきたこと、これまでの意見書において提言されたことを今後も真摯に受け止められ、一刻も早く安全・安心で持続可能な淀川水系の実現に向けて邁進されたい。』	淀川水系流域委員会の「事業中のダムについての意見書」（平成17年1月）においては『事業中の新規の4ダムについては「中止することも選択肢の一つ』』としている。それを踏まえて提出された原案がダム建設を選択した以上、『位置づけることを認められない』というよりは、位置づけられたことを正視して、より良い方向に向けての提言を委員会としてすべきである。
191	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	寶委員	『・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。』を、以下のように書き換える。 『・原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダムは、以前から事業が進められていたものであり、地元住民との合意形成もなされており、環境への影響に十分配慮しつつ、ダム建設を推進すべきである。その際、近隣で最近建設されたダムの環境影響を参照することにより、影響を極力抑えるような、河川環境の整備と保全を効果的に実施できよう。』	大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダムは、河川法改正以前から事業が進められていたものであり、地元住民との合意形成も既に済んでいる。河川法は、事業を推進中のものを白紙に戻して検討することを要求しているのではない。 淀川水系流域委員会の「事業中のダムについての意見書」（平成17年1月）においては『もとより流域委員会はダムを全面的に否定することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しをする必要がある』との考え方は変わっていない。』としている。 『中止すること』が『選択肢の一つ』であるならば、中止しないいくつかの選択肢がありうるわけで、河川管理者は中止しないことを原案作成の段階で選択したのである。そうであれば、治水・利水の意義付けを明確にし、それに加えて、極力、河川環境が整備・保全されるような方策を考えるのが当然である。
192	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	寶委員	『・また、整備局は、平成19年12月20日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のように、いずれのダム計画についても現時点においては事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない。』 削除する。	平成12年9月11日～12日に起こった東海豪雨災害では、この2日だけの豪雨による内水と、新川の破堤、矢作川など周辺河川の被害も含めて、9,200億円の経済被害が出た。地下鉄の浸水や、東海道新幹線が20時間もストップする事態もその時に経験している。こうした事例からも学べるように、歴史的・文化的遺産を多数保持し、人口・資産の集中度も高い淀川水系に今後30年間になされる9,000億円（維持管理経費を含む）ほどの投資計画が、将来起こりうる被害の軽減効果に『見合う』ものと考えて良い。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
193	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	竹門委員	・ 以上のように、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは了解しがたい。また、ダムはできるだけ建設しないという方針にしたがった場合、これまでダム建設を前提に進めてきた地元へのケア対策も含めて「原案」を見直すことを求める。	原文の「認められない」は、岡田委員の意見のように、他の文章の「認められない」と意味が異なるので、表現の重複を避けた方がよい。また、これまでダム建設地域に及ぼした社会的な影響を考慮し、建設しない場合の整備方針についても見直しの内容に加えるべきである。
194	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	田中委員	共有してきた。→又、ダムによる負の影響は不可逆的な要素も含めダムがある限り続くのであり重大な課題である。→しかし	既設ダムのもたらしている問題を教訓として将来に遺恨を残さないためにも強調の必要性
195	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	西野委員	「・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。」 ↓ 「これらのことから、委員会としては、現時点において、これらのダム建設の必要性については、合理的な妥当性がないと判断せざるをえない。」	委員会は河川管理者の諮問機関であり、原案を河川整備計画に位置づけることを認める権限はない。 ただ委員会は原案に対して意見を述べる役割があるのであるから、原案の説明に合理的な妥当性がないことはきちんと指摘すべきである。
196	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	本多委員	・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、十分ではなく環境への影響は、十分な検討・説明を行い重要な課題であることから代替案の選択の余地を住民・委員会の意見聴取と反映にゆだねられるものとするのが求められる。また、余野川ダムについても今後、必要性が議論される場合には、以上と同様な内容が求められる。	文面が否定的で有り建設的でない。
197	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	本多委員	・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることについて見直しと再考を求める。	文面が否定的で有り建設的でない。
198	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	水山委員	温暖化に伴って集中的豪雨の発生頻度が高くなることが予想されているので、治水ダムを建設しておくことが望ましく、すでに調査、準備の進んでいる丹生、大戸、川上の各ダムを当初どおり進めるのがよい。 また、「ダムの効果はきわめて限定的」、「ダム建設を認めることはできない」という表現は、削除する。	将来の異常気象のことも考えた備えをしておくことは望ましい。
199	4. 個々のダム計画について (4)ダム全般について	村上委員	(書き換え)「環境への影響～過ぎない。」→「環境面についても、未だ十分な調査と検討を欠き、ダムの甚大かつ長期にわたる影響を議論するには至っていない。」	環境に対する記載の欠落。
200	5. その他	池野委員	(5.その他として追加) ・豊かな川づくりや、治水安全度の一刻も早い向上のため、事業費の確保に努めることを要望する。	施策の円滑な推進のため
201	5. その他	澤井委員	(5.その他として追加) 5.その他 人と川の繋がり、利用面における計画については、原案は概ね満足できるものであり、積極的に推進されることを期待する。	肯定できることへの評価

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
202	全体	岡田委員	「必要性・緊急性は認められない」という箇所は、つぎのように修正する。 「必要性・緊急性は総合的に見て認められない」→局所効果や立場の相違、リスクの認知の程度とその社会的合意などについて、異なる当事者で判断が分かれる可能性があることを考慮すべきであろう。	「必要性・緊急性は認められない」という判断自体が総合的な評価であると考えため。専門家によってはその判断は必ずしも同じではない可能性があるため。
203	全体	河地委員	本意見（案）は、「これは、委員長及び副委員長からの整備局へのエール（檄）である」との前置きの上、示された。本委員会は、整備局に対して檄文を送ることはもとより、 [意見]にある『委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。』のごとき指示や命令を発する権限や使命を付託されているとは理解していない。また、最終項にある『委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。』という、委員会がさも意志決定の権限を有するかのごとき表現、内容に至っては、驕慢ともいえ、委員会を誤導するものであると考える。よって、本意見（案）は、指示書もしくは命令書の類であり、もとより意見書としての意味を失っているものと判断し、個々の内容について具体的な意見を述べることは差し控えたい。	
204	全体	河地委員	「淀川水系河川整備計画原案」全体に対する管見 本原案は、「淀川水系河川整備計画基本方針」に基づき、治水、利水、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全という観点から、淀川水系の川の河川システムを総合的に管理するための具体的な計画を示したものである。 もとより、治水、利水、河川環境等の相克する複数の目的を有する多目的最適化問題においては、無数の非劣解（互いに劣ることのない実行可能解（妥協解））が存在する。本原案は、①淀川本川と支川間、上下流間の治水安全度の格差を緩和すること、②しばしば洪水による災害が発生している区域及び新たな水源を需求する地域については、特に、被害を軽減するための措置及び水需要を満たすための措置をそれぞれに講じること、③降雨事象の不確実性の増大に対してよりロバストで確実な方法で治水及び利水に対処すること、さらには④河川環境の整備という文脈においては積極的に良好な河川環境を形成し、河川環境の保全の立場からは、河川工事等が環境に与える影響を最小限度に抑えること、を意志決定者（整備局）の選好（見識）として得た一つの妥協解であると解される。今後検討するとした事項等については不明な点も残るが、本原案は、システム全体を俯瞰したとき、「淀川水系河川整備計画基本方針」の趣旨に合う概ね妥当な計画であると判断される。	
205	全体	水山委員	門前払いのような意見書になっている。整備計画原案の各章節に対して意見を記述するのが良い。	

※巻末資料① (No. 96 : 寶委員)

(第 74 回委員会 審議参考資料 1「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料」p3 より)

整備段階と安全度

